

特定化学物質の取扱い量 集計結果(令和2年度 桶川市)

物質区分 1: 第1種指定化学物質 2: 第2種指定化学物質 3: 県規則で定める物質

単位: kg

物質区分	物質番号	物質名	報告数		取扱い量		使用量	製造量	取り扱う量
				順位		順位			
1	30	直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩(アルキル基の炭素数が10から14までのもの及びその混合物に限る。)	1	14	700	28	700	0	0
1	53	エチルベンゼン	6	2	16,950	16	6,700	0	10,250
1	71	塩化第二鉄	1	14	4,200	22	4,200	0	0
1	80	キシレン	7	1	385,700	2	16,700	0	369,000
1	87	クロム及び三価クロム化合物	1	14	180,000	6	180,000	0	0
1	132	コバルト及びその化合物	1	14	96,000	9	96,000	0	0
1	133	酢酸2-エトキシエチル(別名 エチレンジグリコールモノエチルエーテルアセテート)	1	14	600	29	600	0	0
1	276	3,6,9-トリアザウンデカン-1,11-ジアミン(別名 テトラエチレンペンタミン)	1	14	1,200	26	1,200	0	0
1	296	1,2,4-トリメチルベンゼン	6	2	265,300	5	5,300	0	260,000
1	297	1,3,5-トリメチルベンゼン	4	5	12,670	17	0	0	12,670
1	300	トルエン	6	2	1,145,000	1	204,000	0	941,000
1	308	ニッケル	1	14	370,000	3	370,000	0	0
1	349	フェノール	1	14	43,000	13	43,000	0	0
1	374	ふっ化水素及びその水溶性塩	1	14	2,100	23	2,100	0	0
1	392	ノルマル-ヘキサン	4	5	304,000	4	0	0	304,000
1	393	ベタナフトール	1	14	34,000	15	34,000	0	0
1	400	ベンゼン	4	5	57,400	11	0	0	57,400
1	405	ほう素化合物	1	14	2,000	24	2,000	0	0
1	411	ホルムアルデヒド	1	14	6,700	20	6,700	0	0
1	412	マンガン及びその化合物	1	14	4,700	21	4,700	0	0
1	438	メチルナフタレン	1	14	1,800	25	1,800	0	0
1	453	モリブデン及びその化合物	2	9	50,000	12	50,000	0	0
3	5	塩化水素(塩酸を含む)	2	9	67,500	10	67,500	0	0
3	16	シクロヘキサノン	1	14	1,200	26	1,200	0	0
3	21	硝酸	2	9	6,800	19	6,800	0	0
3	35	メタノール	2	9	170,000	8	170,000	0	0
3	36	メチルイソブチルケトン	1	14	9,500	18	9,500	0	0
3	37	メチルエチルケトン(別名 MEK)	2	9	176,700	7	176,700	0	0
3	41	硫酸(三酸化硫黄を含む)	3	8	40,560	14	40,560	0	0
		合計	—	—	3,456,280	—	1,501,960	0	1,954,320

物質 区分	物質 番号	物質名	報告数	取扱量	使用量	製造量	取り扱う量
			順位	順位			

※1 取扱量について

取扱量＝使用量＋製造量＋取り扱う量

使用量 : 事業所において事業活動に伴い使用した量

製造量 : 事業所において製造した量

取り扱う量: 事業所は自ら使用せず、卸売り・小売り等をするために、事業所において貯蔵所や容器に移し替えた量

※2 その他

本集計表の取扱量等の各欄を縦・横方向に合計した数値は、合計欄の値と異なる場合がある。

報告件数および取扱量の網掛け部分は、上位5物質である。